

日バス協技第268号  
平成26年8月1日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会長 高橋 幹

### 立山有料道路等におけるバスの排出ガス規制の実施について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、富山県生活環境文化部自然保護課長から別紙のとおり通知がありました。

内容は、平成27年4月1日から、「立山有料道路等（※）において、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に規定する排出基準に適合しないバスの運行を禁止する。」というものです。ただし、猶予期間として、「バスが初めて登録された日から17年間は適用しない。」とのことです。

つきましては、必要に応じ、本内容について会員事業者にお知らせいただくようお願い致します。

※立山有料道路等：富山県立山町の「桂台」から「室堂」までの区間

<参考>

富山県自然保護課HP

「立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例の制定について」

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1709/kj00014493.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1709/kj00014493.html)

担当：技術安全部（山下・仁保）  
電話：03-3216-4015

平成26年8月1日

公益社団法人日本バス協会会長 様

富山県生活環境文化部自然保護課長  
( 公 印 省 略 )

## 立山有料道路等におけるバスの排出ガス規制の実施について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から本県自然環境行政の推進につきまして、格別のご協力をたまわり、厚くお礼申しあげます。

さて、本県では、立山の自然環境及び景観の保全と適正な利用を推進するため、去る6月に「立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例」を制定しました。この条例により、来年4月から立山有料道路等（立山黒部アルペンルート of 富山県側の一部区間）において条例の基準（自動車NO<sub>x</sub>・PM法※に定める窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準）に適合しないバスは運行することができなくなります。

貴協会におかれましては、この条例の趣旨をご理解いただき、貴協会の会員の皆様への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

※自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

(事務担当)

自然保護課自然環境係 橋本 大窪  
TEL:076-444-3396  
FAX:076-444-4430



2015年  
4月～

# 立山

## バス排出ガス規制



### 立山へのアクセス

北陸新幹線  
(長野～富山・金沢間)  
2015年春開業



平成27年4月から立山の貴重な自然環境や優れた景観を保全し、将来の世代に引き継いでいくため、「立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例」により、バスの排出ガス規制を行います。

※立山有料道路等は、交通安全と自然環境の保全のため、マイカー、タクシー等は通行することができません。

# 規制対象区間

## 立山有料道路の桂台料金所から室堂までの区間の道路(県道富山立山公園線)

※立山ケーブルカーの立山駅周辺の道路は規制区間に含まれません。



## 規制対象車

路線バスおよび貸切バス (営業車ではない白ナンバーのバスは含みません。)

## 規制内容

- 自動車NOx・PM法(※)の窒素酸化物基準及び粒子状物質基準に適合しないバスは規制対象区間で運行することができません。

(〈東京都ほか3県〉が条例で行っている車種規制に適合するバスであっても上記基準に適合しないバスがあります。)

※正式法律名:自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)

- ただし、適合しないバスでも初度登録から17年を経過するまでは運行することができます。

## 確認方法

自動車検査証の備考欄に自動車NOx・PM法の基準への適合状況の記載があります。

〈記載例〉

### 適合するバス

「使用車種規制(NOx・PM)適合」

### 適合しないバス

「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

## 自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月/交付年月	初度登録年月
		平成 年 月 日	平成 年 月
車 名			
車 台 番 号			
型 式		原 動 機 の 型 式	
所有者の氏名又は名称			
所有者の住所			
使用者の氏名又は名称			
使用者の住所			
使用の本拠の位置			
有効期間の満了する日		平成 年 月 日	
備 考			

### 適合しないバスを運行した場合

- バス事業者に対し、適合しないバスを立山で運行しないよう指導・勧告を行います。
- 正当な理由なく勧告に従わない事業者は事業者名等を公表します。

## お問い合わせ



富山県生活環境文化部自然保護課 TEL:076-444-3396 FAX:076-444-4430

詳しくは富山県自然保護課ホームページで [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1709/](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1709/)